

第15回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年2月2日(火)午後1時15分から午後3時15分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 錫谷達夫, 高世三郎(委員長), 高橋一郎, 寺島由浩, 辺見俊彦,
松本裕, 山崎捷子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

柳田事務局長, 佐竹民事首席書記官, 齊藤刑事首席書記官, 海藤事務局次長,
佐藤総務課長, 中野会計課長, 内山刑事訟廷管理官

(庶務)

松井総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(佐藤総務課長)

2 委員の交代

村上・男委員が平成21年8月1日付け異動により退任し, 松本裕委員が同年9月9日付けで委員に任命され, 山口哲子委員及び高瀬雅男委員が同年7月31日任期満了により退任し, 山崎捷子委員が同年10月14日付けで, 錫谷達夫委員が同年11月16日付けでそれぞれ委員に任命された。

なお, 二瓶由美子委員が同年12月19日任期満了により退任したが, 後任の委員を選定中であるため1名欠員である旨説明。

3 新任委員の自己紹介

4 議事及び質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】

(1) 裁判員裁判の実施状況及び今後の課題等について(説明及びDVD視聴)

○ DVDの中では, 評議の際にみんなで意見交換や議論をして結論を出しているが, 議論が分かれて, 例えば裁判官3人の意見よりも裁判員の意見の数が多い

場合はどうなるのか。

- ◎ 意見がまとまらなければ多数決で決することになる。そして、多数意見には、裁判官及び裁判員が最低1人ずつ入っていなければならない。なお、量刑の意見が分かれたときは、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の下図を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見によることになる。
- 裁判官が1人も入っていない場合はだめなのか。
- ◎ その場合は、もう一度評議をやり直すことになろう。
- 裁判官のみの裁判でも、多数決で決するようなケースは滅多にあることではない。裁判員のみなさまには、率直に意見交換を行っていただき、疑問点については議論を重ねて、各人の考え方を深めていけば、おのずと一致した結論を出していただけるものと考えている。
- 呼出しを受け出頭しなかった裁判員候補者に、過料を科した例は全国的にもないと伺ったが、呼出状に過料の制裁について注意書きがあるにもかかわらず、欠席者に過料を科さないのは、まじめに出頭した者と出頭しなかった者とで不公平感があるのではないか。今後、不出頭者が増加した場合はどのようになるのか。
- ◎ 過料の制裁を科すかどうかは、最終的には裁判体の判断になる。過料を科す時期については制限がないため、これから先も過料を科されないとは断言できない。あくまで現段階では過料を科した事例がないということである。

(2) 裁判員経験者による記者会見について(説明)

- 年末に裁判員裁判特集が放映され、その中で今後の記者会見のあり方を問うため、福島地裁で裁判員等を経験された方々の記者会見の映像も使用された。記者会見の運用については、裁判所と報道機関が打合せの上、定められたものであるが、裁判所では録音はできず、裁判員の顔と声が入っていた部分の映像は、裁判所ではない別会場で個別に取材に応じていただき撮影されたものである。記者会見は、裁判員の経験を視聴者と共有するための素材として有用であり、裁判員経験者に裁判員裁判に参加した感想等を広く語ってもらえる地盤が醸成されれば良いと考えている。

- 夫婦間でも裁判員で経験した内容を話すことは守秘義務違反に当たるのか。話すことは一切だめなのか、どの程度を話したら罪になるのか、わかりやすい基準はないのか。
- ◎ 法廷の中で行われた内容や感想、意見を話すことは問題ない。評議室内で行われた内容、例えば、こういう意見が出たとかを話さなければ問題になるようなことはない。
- 裁判員裁判の裁判書には、国民の意見として裁判員一人一人の意見がそのまま反映されるようにするのがよいのではないか。
- 最高裁判所の裁判書であると多数意見と少数意見を付することができることになっているが、最高裁判所以外の裁判書はそういう制度にはなっていないため、裁判員個人の意見は載せられない。裁判員は、国民の代表として刑事裁判に参加していただき、その方の人生経験等に基づく自分の考えを述べていただくことになる。自分の考えが、国民一般も納得できるかどうか考えて、その国民としての感覚を評議の場に出していただき、最後に一つの結論に集約されていくというのが、この制度に適うものである。プロセスにおいて十分評議してもらうことが重要と考える。
- 裁判員経験者の記者会見は、テレビ・新聞を通じて裁判の状況を知る上で重要なことである。守秘義務の関係で報道できないこともあろうが、裁判員が語ることをマスコミがどう報道するかで一般国民に与える影響は大きい。マスメディアもあるべき方向性を考えて報道していただきたい。
- マスコミのこれまでの報道姿勢としては、例えば被告人の前科、前歴や生い立ち、対人関係であるとかについて、ワイドショー等でコメンテーターや有識者と言われる方が事件を語るという憶測を招くようなやり方がスタイルとなっていた。裁判員裁判に関しては、その報道の仕方について、原則的な部分でルール化している。ニュースソースについては、その都度書いている。これまではニュースソースが曖昧なままのときもあった。裁判員裁判以外の事件でも、司法判断に着目した報道というような姿勢で報道を始めているが、相変わらず裁判員裁判以外の事件では、これまでの報道姿勢も見られる。民間放送連盟は声明として、「事件の真

相説明とともに、司法判断に至る過程や理由が、裁判員が選ばれる母体である社会全体で共有されるための役割をメディアは担っている。」と発表しているところである。これからは、このスタンスでやっていくということであり、報道各社は一緒に考えであろう。これからもいろいろと変化はあると思う。

- 裁判員制度の広報としては、テレビの役割も大きいですが、これからもどんどん国民が裁判員を経験していただく意味でも、制度施行後1年経過した段階で、地元新聞紙上で裁判員経験者による匿名座談会を開催したらどうか。その結果、楽な気持ちで裁判員を引き受けられるようになるのではないかと。私の周りの人に聞いても裁判員に選ばれるのはまだまだ荷が重いと感じているようである。
 - 実際に体験した方のアンケートでは前向きな回答が多い。体験することが大事であり、それをこれからどう伝えていくのかということが大事である。
 - 強盗殺人等、犯罪について理解できているのであれば裁判員をやれると思うが、DV(ドメスティック・バイオレンス)が原因の犯罪の場合は、まだまだ男女ともDVに対する理解が足りないことが多い。男性から暴力を受けた女性は、「窮鼠猫をかむ」の状態、状況を説明できない場合があると思う。私たちがもっとDVについて理解をしないとDVが原因の裁判は難しいと思う。
 - 仮に、DVを原因とする事件が裁判員裁判の対象事件となった場合には、警察及び検察の捜査段階においてDV被害者のサポートを行い、裁判員にはDVの実態を分かりやすく伝えていく運用が求められるであろう。
 - DVについて一般男性がどこまで理解できているのか、男性に公平な目で裁いてもらうことは、率直に申し上げて難しいのではないかと。例えば一定程度女性の裁判員に入ってもらえるなどの工夫ができないものか。裁判員候補者の中から抽選で選ばれるわけで、現段階では無理であることは理解している。
 - 裁判員制度そのものが国民の感覚・視点を裁判に反映させようとする制度であるので、女性被害者の場合に女性裁判員の視点を取り入れるべきという意見は傾聴に値する。これから考えていきたい。
- (3) 福島地家裁合同庁舎新営工事について(説明)
- 庁舎新営工事期間中でも裁判員裁判の準備を行っているところである。

- 新しい庁舎は敷地右半分に建つようであるが、左半分には新たに建物が建つのか。
- ◎ 現在、地裁庁舎が4階建て、家裁庁舎が3階建てであるが、新庁舎は、地上5階、地下1階となり、のべ床面積が現在よりも増加する。地裁の敷地については、国有財産の効率的利用の観点から財務省へ返還することになる。
- 駐車場の駐車台数は間に合うのか。
- ◎ 合計80台弱を予定しており、ある程度は確保できていると思われる。
- 財務省へ返還する敷地の有効活用はどうなるのか。
- ◎ 基本的には財務省で考えることであるが、桜の保存については地域住民の要望も踏まえ裁判所から財務省へ伝えているところである。
- 新庁舎における裁判員裁判用法廷についての要望であるが、郡山支部の裁判員裁判用法廷では検察官席や弁護士席の後ろが狭く、複数被告人事件の場合、弁護士や検察官が座るスペースは厳しい状況である。そのため、新庁舎の法廷には検察官席や弁護士席の後ろのスペースを広くとっていただきたい。
- ◎ 新しい法廷については、傍聴席も含めて広くなると聞いている。なお、今後とも建築を担当している国土交通省東北地方整備局と打合せをしてながら進めていきたい。
- 法廷において当事者に十分に活躍してもらうためにも配慮したい。

5 次回の予定等について

- (1) 次回議題は、追って設定することとした。
- (2) 次回開催期日を平成22年7月5日(月)午後1時15分とすることです承された。

第5 閉会